

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

10月「神無月」秋ですね、暑い地域もあるようですが秋です「スポーツの秋・食欲の秋・芸術の秋」今年はアメリカ大リーグのワールドシリーズも目が離せませんね！

キーワード『相続は血縁』

え？私が相続人なの？

秋子「ねえねえ、ちょっと聞きたいことがあるんだけど」

由花里「なに？なんでも聞いて～」

秋子「うん。友達の真理ちゃんのおばあちゃん(祖母)が亡くなったんだけど、叔父さんから真理ちゃんも相続人だから、遺産分割に参加して欲しいって連絡が来たんだって。

真理ちゃんのお父さんは、亡くなっているから関係ないと思っていたらしいけど

なんで私も相続人なんだろう？って。本当にそうなの？」

由花里「うん、今の情報だけを聞くと相続人になりそうだね。」

秋子「いやいや、随分簡単に言うけどさー、じゃあ私の祖母が亡くなったら私も相続人になるってこと？」

由花里「秋子のお母さんの方の祖母が亡くなったら、その可能性はあるよ。」

秋子「え？そうなんだ、でも父の方は関係ないんだ？？？」

由花里「秋子のお父さんは、まだ元気にしてるから相続人にはならないよ。

真理ちゃんに、もう少し詳しく聞いて、なぜ相続人になるのか考えてみよう～」

なぜ、私が相続人になるの？

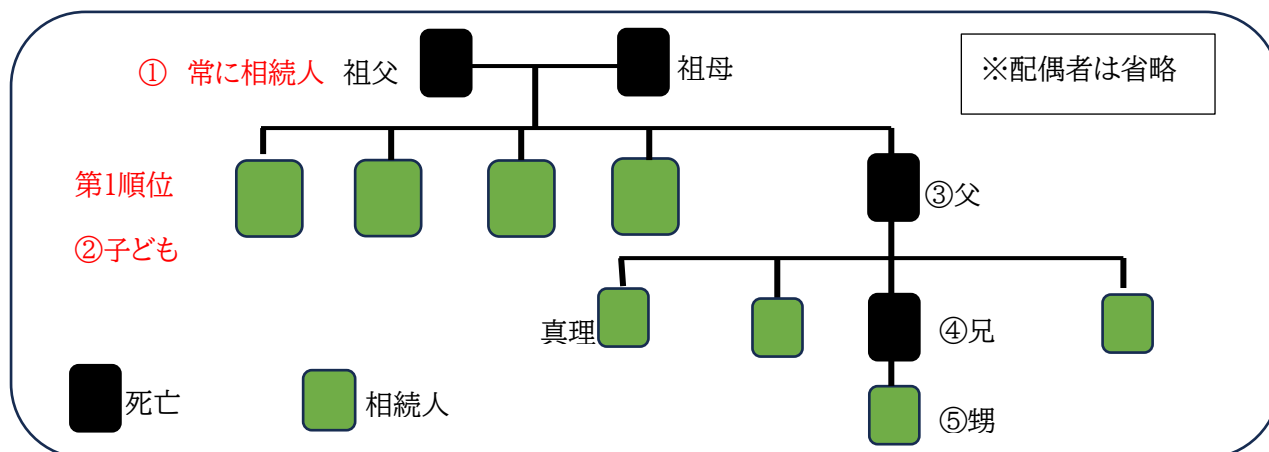
由花里「それじゃあ、真理ちゃんの親族について教えて」

真理「はい。今回亡くなったのは私の祖母です。

- ① 祖父は、昔に亡くなったと聞いています。
- ② 祖母には私の父を含めて5人の子どもがいました。
- ③ 私の父は3年前に亡くなっています。
- ④ 私は4人きょうだいでしたが、兄は昨年亡くなっています。
- ⑤ 兄には、子どもが一人います。男の子で、私から見ると甥になります。」

由花里「ありがとう、それじゃあ聞いた内容を相続関係図に書いてみるよ。」

※私が相続の相談を受けて、まず初めに取り掛かるのが「相続関係図」を書くことです。



図にすると分かりやすいと思いますが、相続の範囲は法律で決まっています。

① 配偶者は常に相続人ですが、祖父はすでに亡くなっています。

次に第1順位は子どもです。②祖母には子どもが5人いました。③真理ちゃんの父は亡くなっています。④真理ちゃんは4人きょうだいでしたが、兄は亡くなっています。⑤甥がいます。

さて…父は亡くなっているのだから、祖母の相続に真理ちゃんは関係ない？



いえいえ、血縁関係があると相続は永遠に続いていくのです。

相続人のはずだった父(死亡)⇒父には子どもが4人⇒子どものうち兄は死亡している

⇒兄の子ども(甥)⇒もし、ここで甥が死亡していたら⇒次は甥の子どもが相続人……となります。

もちろん、叔父などが死亡していて、子どもがいれば同じように相続人になり、その子どもになり……ということは同じです。

でも、今回の相続の関係は子どもが居るため“分かりやすい”のです。実は……

頭が混乱する前に、今月はここでおしまいです。

(※なお、今回の相続人については、戸籍で確認済み为前提としています。)

次回は、この続き「相続人が先に亡くなっている場合に、気をつけることは？」です。

【編集後記】

北海道民のアルアル？「ストーブを点けると負けた気がする」挨拶が「タイヤ交換した？」「今年は雪が多いのかなあ…」そろそろ冬支度の始まりです。私はすでに、ストーブを点けて負け組です 🌨️

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyuari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！